

人権政策推進基本方針について 当事者団体、関係団体等意見聴取結果 (令和3年9月末現在)

【意見聴取団体】	ページ
・ 部落解放同盟長野県連合会	1
・ NPO 法人 人権センターながの	3
・ 長野県同和教育推進協議会	5
・ NPO 法人 子ども・人権・エンパワメント CAP ながの	7
・ 公益財団法人 長野県国際化協会	9
・ ダイバーシティ信州	11

人権政策推進基本方針について 当事者団体、関係団体等意見聴取結果

意見聴取日時 令和3年6月9日（水）

団体名 部落解放同盟長野県連合会

団体対応者 中本 栄 書記長 他1名

【同和問題】

基本方針について

- ▽県が主体的に動く、差別を無くしていく、という文章になっていない。助ける、手を差し伸べる、ということではなく、一緒にやっていくという視点で考えてもらいたい。
- ▽基本方針の前段の部分で「同和問題」の現状について、今日の差別の現状（県内で起こっている事象の特徴、全国的に起こっているネット上の差別の現状、背景をもとにしてできた「部落差別解消推進法」の意味合い）や、「部落差別解消推進法」を項目立てし、県のこの法律に対する受け止めを記載してほしい。
- ▽部落差別問題、と書くと概念が狭くなる。その意味も含めて「部落問題」としてもよいのではないか。他にも被差別部落という言葉も「被」という言葉が、悪いイメージが先行するので、問題があると思っているが、適切な言葉もないので「被差別部落（同和地区）」と記載するのがよいか。
- ▽P13の「自覚」「自立」「自己実現」は基本方針策定の議論で最も大切にした部分。自分が部落であるかの yes か no を自覚するだけではだめで、それがどんな意味を持っていて、自分にとってどう大切なのか、を自覚しなければいけない。そうでないと当事者自身が部落は嫌なものだと認識してしまう。自立というのは「自分は差別の中で生きなければいけない、その中で、自分はどういうふうにならなければならないのか」を指す。それは自己実現をしていくためである。基本方針の中でも上記3つの言葉は残してもらって、政策に生かしてほしい。

具体的施策について

- ▽今の教育啓発で大事なものは当事者支援で、仲間が集まった時に、部落は大事なものとして自覚していく時間が必要である。子どもたちにとって解放子ども会が仲間づくりや学習の場であるが、どこで子どもたちを守っていくかが課題と認識している。
- ▽相談の受入れや、出前講座も大切だと思うが、日常生活の中で当事者の声を聞く相談体制の確立が必要と感じている。
- ▽ネット上の個人情報の拡散に歯止めが利かず、客観的に情報が出てしまっている。教育で意識を変えることが必要で、「あけぼの」を活用し、徹底的に教育してほしい。
- ▽ネット上での部落「暴き」など悪意ある差別情報が拡散されている。これに対するモニタリングを市町村や関係機関と連携して実施してほしい。そのための外部委託も検討してほしい。
- ▽「部落差別解消推進法」では国が地方公共団体の協力を経て部落差別の実態を調査することが記載されているが当事者への調査がされていない。県は当事者からの声を聴いてほしい。

その他

- ▽同和教育 = 部落問題のみを扱うことではない。同和教育に取り組むことは部落差別解消を目的とするすべての人権問題に取り組むということである。
- ▽人権政策審議会委員には当事者が入っていない。重要な問題が生じた場合には、部会を設けられるような、臨機応変に動けるような形を検討してもらいたい。
- ▽まずは、今感じていることのみ述べたが、もっと大勢の当事者からの意見聴取を行い、差別の無い社会の実現に向け、基本方針をよりよいものとしてほしい。

人権政策推進基本方針について 当事者団体、関係団体等意見聴取結果

意見聴取日時 令和3年6月9日（水）
団体名 NPO 法人 人権センターながの
団体対応者 高橋 典男 事務局長

基本方針について

【人権全般について】

- ▽国においては人権課題が増えている。「様々な人権課題」にはせず1つ1つにしたほうが良い。
- ▽第3章 人権施策の基本理念を2つに分けている。人権の概念と、人権政策の基本理念について、人権とは「一人一人に与えられた権利であって、そこには何の義務も発生しない」というのが人権の概念の基本。「なお、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、県民一人ひとりが各人の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが大切です。」という文章があり、簡単に言うと「権利の行使には義務が伴う」といった文章を記載すると、「権利ばかり主張するな」という主張にもつながりかねないので、文章を検討してほしい。答申の中にもこのような文言は含まれていない。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」にも明記されているが、前後の文脈が全く異なる。
- ▽県のコロナ条例の第10条に「不当な差別的取扱又は誹謗中傷をしてはならない」と明記されている。この理念を他の人権課題にも示すべき。罰則を決めるわけではないので「してはならない」ではなく「許されない」などの文章を盛り込むことを検討してもらいたい。

【分野別の人権課題について】

- ▽障がい者差別解消推進法について、合理的配慮が努力義務から義務に改正をしているので一部改正を記載する。
- ▽ヘイトスピーチ解消法について記載をし、現状と課題に在日朝鮮人問題に触れることが重要。外国人問題の中でも歴史、固有性がある。
- ▽ハンセン病問題の家族訴訟判決が、今後の取組の基礎になっている。国や県や地方自治体にとどまらず、国民・市民に責任があることを明記しているので、触れる必要がある。また、台帳の問題もきちんと書かないといけない。
- ▽アイヌ新法にも触れ、アイヌに対する差別があるから法律ができたことを記載するべき。

具体的施策について

【人権全般について】

- ▽教育・啓発について、『地域の実情に応じて』の解釈を「地域の実情があるので、行わない」とする現実があるので、「地域の実情の応じて」どう行つか、を位置付けてほしい。また、人材育成の観点が抜けている、人権リーダーになりうる人材の育成という観点を入れてもらいたい。

【分野別の人権課題について】

- ▽障がい者問題では、生活や差別の問題や教育啓発等は障がい者支援課、子どもの問題はこども・家庭課と言ったようにセクションがそれぞれある。部落問題については、経済的課題や、福祉の課題等は一般化されてしまう。それは調査についても同様で、男女の問題や、障がい者の問題等は調査が行われているが、部落問題については行われておらず、課題を感じる。
- ▽インターネット上の問題に対する具体的な対応策を明記すべき。具体的な施策の記載が難しいようであれば、根拠となる文章を明記することが必要。部落問題の中にネットの現状課題を記載することも検討してもらいたい。モニタリングの実施を早急に行ってほしい。

その他

- ▽これだけ人権の課題が大きくなっている中で、県組織の人権政策担当課の人的配置をきちんと考えるべき。
- ▽県での組織だけでなく、外部と連携した施策を取るべき。外部委託について、例えば部落問題では相談対応が考えられる。元々人権啓発センターは情報の発信拠点であり、相談機関に位置付ける想定ではなかった。外部での人材配置を施策に位置づけ、部落の中を回って聞き取れるような人材が必要。
- ▽県人権啓発センターで行っている無料の出前講座の講師等市町村の要望に対応できていない。市町村は地方公共団体の役割として予算付けし、それぞれが独自に講演会等を考えるべきであると思う。考える際には、民間や NPO との連携をより密にしていくことが望ましい。
- ▽「かかわる人権教育、同和教育」という文言を少なくとも教育委員会の計画では記載してほしい。目の前の当事者にかかわる実践と学びが重要。

人権政策推進基本方針について 当事者団体、関係団体等意見聴取結果

意見聴取日時 令和3年6月9日（水）
団体名 長野県同和教育推進協議会
団体対応者 清水 稔 事務局長

基本方針について

【人権全般について】

▽人権課題については、SDG s に関連付けると分かりやすい。

【分野別の人権課題について】

▽「外国人」「子ども」の項目に「外国人児童生徒」とあるが、「外国にルーツをもつ児童生徒」等とするのが良いのでは。子どもは日本国籍だが、親が外国籍等で支援が必要な子は多い。

▽ヘイトスピーチに関し、この基本方針ができたころには大きな問題として共有されていなかった。外国籍児童生徒も多くいる中、ヘイトスピーチに抗する力を養うことが必要。

▽「女性」について、男女共同参画と、性的マイノリティをどうつなげるのか。提案としては SDG s にジェンダー平等の実現という項目があるので、ジェンダー平等で位置付けてもよいのではないか。男女平等という言葉より多様性に対応できるのではないか。

▽「子ども」に関わる貧困の問題は、子どもの立場でいうと、格差ではなく教育不平等としてとらえられなければならないのではないか。

▽「障がい者」について、社会モデルの考え方をどう盛り込むか検討すべき。

▽ハンセン病が HIV と同じ項目だが、ハンセン病問題は、長野県では検証会議や、パンフレット、療養所入所者との交流事業等しっかり取組を行っているので、別に項目立てすることも検討していただきたい。

▽「様々な人権課題」について、アイヌ新法もでき、性の多様性のこともあるのでまとめずに、一つ一つの課題としていく必要がある。

具体的施策について

【分野別の人権課題について】

▽「子ども」について、貧困や格差に対する施策として、子ども食堂のことを記載していただきたい。

▽性の多様性について、県は職員のガイドライン等を出している中で、教員採用選考等の申込書や受験票の性別欄はどうしていくのか、そういう具体的などころまで検討していくことを示せるとよいと思う。

人権政策推進基本方針について
当事者団体、関係団体等意見聴取結果

意見聴取日時 令和3年6月4日（金）

団体名 NPO 法人子ども・人権・エンパワメント CAP ながの

団体対応者 矢島 宏美 理事長

【子ども】

基本方針について

▽全体の視点が、子どもを守る大人という視点になっている。児童福祉法が改正されて、「子どもが権利の主体である」と明確にしたことから、主語を子どもにしたほうが良いと思う。

例) 子どもを健やかに育てるため→子どもが健やかに育つため

具体的施策について

▽「子どもは自分の大切さを認めるとともに、他の人の大切さも認める」という部分は、よく使われがちな文章ではあるけれども、自分の大切さは自分が大切にされないと感じることができない。たとえば、「子どもが自分の大切さを感じられるよう、大人が子どもへの人権意識を高め」というように段階があると思う。

▽子どもが保護者から愛情を受けられなかった場合でも、他の人から大切にされるということが重要。

（学校の先生、地域の人等）多様なライフスタイルがある今、保護者だけにそれを求めるのは厳しい場合があり、子どもは社会で育てる。例えば、家庭が貧しくて、ノートを買ってほしいとも言えずに、不登校になるケースもある。子どもが子どもである時代を過ごせるよう安心を保障してあげる施策が大切。

▽SNSを使った相談を心の支援課の方でやっている。電話の相談もよいが、今の子どもはSNSが身近だと思うので、SNSによる相談先の充実を検討してほしい。

▽子どもの自殺についても触れてもらいたい。「子どもが子どもでいる時間を保障してあげる」ということが子どもの人権を保障することにつながる。ヤングケアラー、貧困問題などは、子どもが子どもでいる時間を保障していないということになる。個人の問題ではなく、社会の問題という視点が必要。

▽不登校やいじめ等の悩みの部分に「生きづらさ」についても記載すると、県の自殺の対策とリンクしてくる。

▽2017年に文科省で制定された「いじめの防止等のための基本的な方針」では、特に四項目に配慮するよう記載されている。具体的には「障がい」「外国籍」「性的マイノリティ」「被災者」。いじめの部分で触れたほうが良いと思う。

▽性的マイノリティについては、知識として広まってきてはいるものの、安心して相談する（カミングアウトできる）状態ではない。差別偏見を持たれないような「生きづらさ」の解消が必要。その人らしく生きられるような、環境整備が必要。

▽子どもは人格を持った一人の大切な人だ、という視点が重要。あらゆる暴力が、子どもの人権侵害であるということは外せない。虐待防止にもつながる部分だが、子どもの声を直接聞いて、施策に反映してほしい。

- ▽児童虐待、いじめに加えて、性暴力を加えるべき。県は、2016年に子どもを性被害から守るための条例を作り、国も教員のわいせつ事案について検討を進めているので、県として力を入れているというのを打ち出してほしい。
- ▽子どもを性暴力から守る条例に関して言うと、大人は性暴力の問題をタブー視しているように見受けられるが、大人が性について伝えることができないといけないため、大人も一緒に人権教育、性教育を学ぶ必要がある。
- ▽孤立した子どもほど性暴力等の被害者になりやすいので、相談先はたくさん必要。

【女性】

基本方針の方向性について

- ▽人権啓発・教育は、実際自分たちが他人を大切に生きていないと浸透していかない。能力に応じて、やりたいことが実現できるよう、皆が夢を持てるような社会に変えていく必要がある。そこに何か障害があれば、それは行政がきちんと先頭に立って取組をしていってほしい。
- ▽多様な性やジェンダー平等の視点も必要。

具体的施策について

- ▽女性はまだまだ「女、子ども」「女のくせに、子どものくせに」と言われるくらい格下として見られている。当事者が声をあげられる環境が必要であり、きちんと当事者の声を聞く必要がある。
- ▽DV、性暴力の被害者は圧倒的に女性で、男性が加害者になるケースが圧倒的に多い。お互いの人権が守られていれば、暴力はなくなるはずだが、ジェンダー平等意識が高くなったと言ってもまだまだ進んでいない。
- ▽社会システムが男性優位社会になっている。決定権は圧倒的に男性に多い。男女平等の実現を掲げるならば、管理職や議員、会議等でも半数になるよう環境を整える必要がある。
- ▽「行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画」について、ある程度数字を決めて女性管理職を登用したほうがいい。
- ▽災害時等の避難所の問題として、性暴力が非常に多く、その対策に女性の声が反映できていない。そのためには、決定の場に必ず女性を入れるべき。
- ▽社会は「男は強くあれ」という風潮がずっとある。男性の相談先がなかなかない。男性でも泣いていい、声を上げていい、弱音を吐いていいという空気を作っていく事が必要。

人権政策推進基本方針について 当事者団体、関係団体等意見聴取結果

意見聴取日時 令和3年8月3日（火）

団体名 公益財団法人 長野県国際化協会（ANPI）、長野県多文化共生相談センター

団体対応者 篠原 哲也事務局長、春原 直美センター長

【外国人】

現状と課題について

- ▽基本方針策定時は、外国の方に対して「外国人」という意識がとても強かった。時代とともに外国人が身近になり、地域住民だという意識が強くなっていった。日本語教室で学ぶ方が減少しているが、片言の日本語で働いている人も増えており、受け入れは進んでいると感じている。その一方で、企業側の都合で、簡単に解雇されることが増えた気がする。一か所で安定している人もいるが、点々としている人も多いと思う。
- ▽日本式のマナー・習慣等が染みついていないので、そこでぶつかり合うと、あなたは外国人だから、と言われてしまう。
- ▽県内にいる技能実習生は、介護が多い。加えて、佐久地域では農業に携わる人が多い。
- ▽技能実習生は、条件に関わらず（短期の在留なのか、永住なのか等）共に暮らす、地域の住民であるということを強調すべき。
- ▽職業支援をするにしても申請書にかなりの記述をする必要がある。要望をただ日本語に変換すればよいというものではなく、その人の状況もインタビューしないと適切な支援に繋がらない。
- ▽3カ月以上滞在する場合には在留カードが発行され、住民票が発行される。同時に、納税の義務、保険に加入する義務が生じる。職業の契約の不安定さや、貯えがないことに起因すると思うが、未納が生じ、結果的に保険証の使用停止になることがあり悪循環に陥ってしまう。生活保護を受給している人も多くいる。
- ▽国ごとにお国柄があり、例えば、頑張っているのに、宵越しの金は持たないような気風があったり、同居する家族が多かったりするケースも多いので、想像を超えるお金が出ていて生活困難になっている場合もある。
- ▽社会福祉協議会のまいさぼの職員を対象に、多文化共生について研修を実施した際に、言語で壁があったら多文化共生相談センターに繋いでもらうように話した。組織連携は今後も必要。
- ▽多文化共生に対しての市町村の温度差も全く違う。多文化共生推進指針の作成も義務ではないが作っていない市町村はたくさんある。意識の醸成と取組が必要。
- ▽多文化共生相談センター相談員のスキルアップ等に取り組んでいる。言語への対応については、勤務する母語相談員の他にも、通訳会社に委託をしており、常時15言語の三者間通話で電話対応できる体制にしている。
- ▽英語が必ずしも共通語ではない。現場に出ると英語で通じないことは多い。今は「やさしい日本語」を普及するように力を入れることが重要。小学校3年生レベルがよいと言われている。東日本大震災の際に、外国人の方の被害者が多かったのは、言葉が通じなかったり避難という概念がない国の方もいたからだと言われている。意識の高い市町村では、外国人の方向けに避難訓練を実施しているところもある。

▽長野県の 77 市町村には分かっているだけでも外国人が住んでいないところはなく、白馬・野沢はスキーの関係者（宿・イントラ）であり、南牧村等は農業実習生が多いという傾向がある。

基本方針について

▽「対等な関係を築く」「共に生きる」ということが重要。

▽地域での「共生」の言葉の趣旨は、「こちらに合わせてほしい」という趣旨ではない。地域住民自体が相手のことを理解することから始まる。食・風習・医療・日々のゴミ出しまで、まずはこちらから相手を理解し一緒に社会を作っていく事が大事。往々にして、自分の価値観で上から目線で話してしまいがち。

具体的施策について

▽「支援」に目が行っていて、「多文化共生」の視点になっていなかった。県多文化共生推進指針ももとは生活支援だけだったが、改定の際に「共に暮らす」というニュアンスを盛り込んだ。

▽医療通訳養成講座等を実施して現場で通訳ができる人材の育成に努めたが、必要な時に通訳を派遣するシステム（金額面等）ができなかった。医療現場への通訳派遣及び、義務教育の現場への日本語教育のサポーター派遣については、広域的に支援を行う必要があると思う。

▽ANPI で実施しているサンプラプロジェクトは元々県が主体となって実施していた。ANPI 自体にも財源が少なくなってきており、継続していくためには補助金など行政からの支援が必要。

人権政策推進基本方針について
当事者団体、関係団体等意見聴取結果

意見聴取日時 令和3年8月6日（金）～9日（月）

団体名 ダイバーシティ信州

団体対応者 小泉 涼 代表 他当事者や支援者の方3名

【様々な人権課題】

（3）性的指向及び性同一性障害

現状と課題について

- ▽学校現場としても先生方から、LGBT は目前の課題、というご意見が出ている。
- ▽地域での理解促進は進んでいないと感じる。また、企業での職場研修も積極的な関心ではなく、動員で出席している状況。
- ▽講演会で中学生の生徒に向けて話すと、既に知っていたり、当たり前じゃん、みたいな子が多い印象を受けるが、市民向けの研修だと、ご年配の方が、講座に出てはくれるものの、医療で何とかできないのか（身体に心を合わせられないのか、指向を変えられないか）、というような考え方を持つ方が多い印象を受け、参加者の心の部分を変えられないように感じている。
- ▽子どもにとって親の理解があるのとないのとでは、生きにくさの度合いが大きく違ってくると思う。学生の頃、LGBT という言葉も浸透しておらず、大学生になって色々調べ始めて、分かってきた、という個人でもがいてきた当事者がたくさんいる。
- ▽既存の記載「性同一性障害」を「性自認」に変え、「性的指向及び性自認」に修正してもらいたい。
- ▽学校では人権的なことを教わるときには、道徳として「やさしさ、思いやり」で自分より弱い人を助けてあげましょうという言い方をされがち。その刷り込み・方程式でしか考えられないかもしれない。
- ▽マジョリティーが行使できている権利をマイノリティーも行使したいというただそれだけのこと。マジョリティーである自分たちがどんな権利を享受しているのか認識することが必要だと思う。マジョリティーに視点を当てて、こういうことをしても文句を言われなくても、同じことをして、文句を言われる人もいる、という視点で考えるのも分かりやすいかもしれない。
- ▽マジョリティーとして自分の感覚を疑うのは難しいことだが、マジョリティーが認識を変えられれば、現状は大きく変わっていくと思う。
- ▽マジョリティーの固定化された社会通念に適応できずに、職を失う当事者もいる。
- ▽パートナーシップ制度は、法的に男女間の婚姻と同様の保障が得られるものではないので、根本的な解決にはならないが、選択肢が増えることは望ましいこと。婚姻の平等に向けての暫定的な制度として必要と考える。
- ▽自分のライフコースを振り返ると、高校までは、地域で関わってくれる人がいた。大学で出身外の部分に出ると、大学の仲間か、大学の厚生課が悩みを聞いてくれた。就職すると自分に関わってくれるのは会社しかなくなってしまった。年を経るごとに自分が使える行政サービスが減ってしまっているように感じる。子供が生まれると児童福祉のサービスが受けられる。一人暮らしでも安心して暮らせるような福祉サービスを希望する。
- ▽男女間格差は性的マイノリティーにも影響している。例えば、ゲイの方よりもレズビアンの方が金銭的に

- 困窮しているケースが多いと感じる。男女格差が解消されれば、レズビアンももっと生きやすくなる。
- ▽メディア等で LGBT について取り上げられるたびに、それを見て心無い発言がなされ、それを聞いた当事者が心を痛めている現状がある。そうすると静かに暮らしたい当事者の中には、当事者活動を敬遠する人もいる。しかし、活動する人がいないと変わっていかないとと思う。
 - ▽講演をやっている良かったと思うのは、小学生が「妊婦さんや障がい者の人の大変さを今まで学んできたけど、LGBTQ の当事者の方の話を聞いて、大変な人の大変さを考えるチャンネルが増えた」という感想を書いてくれたこと。その小学校からは「同じ話でよいから、毎年来て話をしてほしい」と言われた。
 - ▽ある保健所では、自殺関係の行事は、日時のみ記載されていて、場所はお問い合わせください、となっていた。性的マイノリティの方が集う活動や講演会等も、今の県内の理解状況では同様にプライバシー考慮することで参加しやすくなるかもしれない。

基本方針について

- ▽様々な人権課題の中ではなく、ひとつの人権課題の項目としてほしい。

具体的施策について

- ▽他県では、施策を「県民への周知・啓発」「学校のこと」「企業」の3本を柱にしているところが多い。長野県では、「職員向けのガイドライン」を作成しているので、ガイドラインについても積極的に活用することとして記載してほしい。
- ▽同性パートナーシップ制度については、県の方で導入してほしい部分がある一方で、サービスの部分等漠然としてしまうと思うので、市町村が導入したほうが身近になるし、市町村で実施すると職員への周知にもなるのでメリットはあると思う。一長一短だと思う。
- ▽市や県のレベルで可能かわからないが、公営住宅・病院でのサービスの他に税法上で扶養にできること、保険で扶養家族として認定できること等か。加えて、住民票上同じ世帯にしていたら、続柄の表記の仕方を変えられること、明石市では、いいか悪いかは別問題だが、続柄を「同居人」という表記だったものを「縁故者」と記載できるとしている。家族だとわかるような良い表記になればよいと思う。
- ▽性的マイノリティの人は孤独になりやすいため、単身世帯で倒れても、会社の人等に確認されるまで気づかれないことも多い。人権保護の観点は勿論だが、孤独死対策としても考えてほしい。
- ▽専門の相談先が欲しい。相談しても、相談相手に性的マイノリティへの理解・知識がないと余計傷ついてしまう可能性がある。
- ▽ガイドラインのカミングアウトとアウトティングの部分には、特に学校の先生から親へのアウトティングについても触れてほしい。親なら知っていると思って先生が悪気なくアウトティングしてしまう例がある。ネグレクト、虐待等につながりかねない。
- ▽現状、長野県にはジェンダークリニックがないので、トランスジェンダー当事者には不便。相談窓口があっても県内で実際にできることは少ない。県外のクリニックや情報にアクセスできる相談窓口も必要。
- ▽市町村も、性的マイノリティの方々に対する施策にどう取り組むかアンケートを実施してほしい。